

牟岐町に転入するとき (1 / 2)

住所の異動

受付窓口	住民福祉課（でんわ 0884 - 72 - 3415）
手続き	転入届（転入後14日以内）
必要なもの	届出人の印鑑、本人確認書類、転出証明書
備考	新住所の番地、アパート等の名称、部屋番号までご確認のうえ、届出をしましょう。

印鑑登録

受付窓口	住民福祉課（でんわ 0884 - 72 - 3415）
手続き	必要な方は新規登録申請
必要なもの	登録する印鑑、本人確認書類
備考	代理人が申請する場合、照会文書を本人宛に送付します。再度、照会文書と登録する印鑑を持参してください。 （その日の内に登録できません）

国民健康保険

受付窓口	健康生活課（でんわ 0884 - 72 - 3417）
手続き	国民健康保険加入届（転入後14日以内）
必要なもの	印鑑
備考	

国民年金

受付窓口	住民福祉課（でんわ 0884 - 72 - 3415）
手続き	住所変更届
必要なもの	印鑑、年金手帳
備考	国民年金、厚生年金受給者の方は住所変更のハガキがあります。

介護保険

受付窓口	健康生活課（でんわ 0884 - 72 - 3417）
手続き	要介護状態区分の継続手続き
必要なもの	受給資格証明書（前住所地で交付を受けた方のみ） 健康保険の被保険者証（65歳未満の方）
備考	手続きが必要な方は、40歳以上の方で前住所で要介護認定を受けていた方や、今回認定を申請される方となります。 牟岐町介護保険への加入は、転入の届出を済まされたら介護保険窓口での加入手続きは不要です。

牟岐町に転入するとき (2 / 2)

後期高齢者医療

受付窓口	健康生活課（でんわ 0884 - 72 - 3417）
手続き	後期高齢者医療被保険者証交付申請
必要なもの	印鑑 県外から転入する場合は次のものが必要です。 1 後期高齢者医療負担区分等証明書 2 後期高齢者医療認定証明書（一定の障害のある65～74歳の方や人工透析を実施している方等の場合）
対象となる方	後期高齢者医療広域連合の被保険者 1 75歳以上の方 2 65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方
備考	

乳幼児医療費助成

受付窓口	住民福祉課（でんわ 0884 - 72 - 3416）
手続き	乳幼児医療費受給者証交付申請
必要なもの	印鑑、被保険者証（対象児が認定されているもの）、所得証明書
対象児	6歳児未満の乳幼児
備考	所得制限により該当しない場合があります。

児童手当

受付窓口	住民福祉課（でんわ 0884 - 72 - 3416）
手続き	認定請求書
必要なもの	印鑑、年金加入証明（厚生年金加入の場合のみ）、児童手当用所得証明書
対象児	小学校終了前
備考	所得制限により該当しない場合があります。 児童手当振込先の口座番号（請求者本人名義）をご用意ください。

水道使用

受付窓口	水道事業所（でんわ 0884 - 72 - 0152）
手続き	事前に電話でご連絡ください。
必要なもの	
備考	口座振替の手続きは各金融機関窓口でお願いします。